



※オレンジ色：提供サービス

※従業員の個人的な問題には、施設の負担で弁護士が法律的支援を提供するEAP（従業員支援プログラム、Employee Assistance Program）が有用です。当事務所の介護顧問契約ではEAPについても標準装備しており、従業員の皆様には初回無料で離婚、相続、債務整理のそれぞれの分野の経験を積んだ弁護士がご相談に応じさせていただきます。